

# 私はやっておりません！無実です。

私は当初警察（取調官）から今回の事件について、証拠がある、本当のことを言え、嘘を付くな、目撃者がおるぞ、と否認する度に大きな声で何度も怒鳴られました。そして私が座っていた椅子を取調官から何回も足で蹴られたり、又机を何回も思い切り平手で叩かれたりしながら夜遅くまで威圧的な取調べを延々と受けて自白を強要され、否認しても全く信じてもらえませんでした。



取調官は私を犯人と決めつけ、否認したら無期懲役に近い判決を受けるぞ、Aちゃんが成仏できんぞ、と脅しました。このようにして自白の調書が作られました。

私の両親も高齢でありますので、両親の元気なうちに、1日も早く再審無罪が確定してくれることを望んでいます。

金属加工会社に働いていた田邊さん（一審無罪判決後）

〔田邊さんが名古屋高等裁判所に向けて書いた「意見書」（2018年4月19日提出）より〕

## 「再審請求棄却」の決定書は・・・

本文がたった9ページの薄っぺらなもので、新証拠に関する判断は僅か3ページ半に過ぎず、書かれていることもまるで検察官の意見書そのままのような、外形的にも内容的にもまったくお粗末な代物でした。

弁護団が求めてきた三者協議をただの一度も開くことなく、現場を調べに来ることもなく、新証拠をきちんと調べもせず、専門家の手になる鑑定書についての尋問をすることもなく、いわば再審請求以後の2年半もの間まったく何もしないで決定文書を出したのです。

少しだけ例示すれば、極めて重要な漂流予測について、公開されたデータを用いて科学的に解析し漂流予測を行ってきた意見書を、「予測の精度に限界があることはあきらか」との非科学的な表現で一蹴していますし、供述心理学の観点による自白分析については、「本件とは無関係な他事件の例に引き寄せて証拠評価に対する意見をいうものに過ぎず」と述べて門前払いにしたもので、内容的には実質的な検討をしていません。

また、繊維片付着の再現実験についても、「要するに再現実験であり、現実とは条件を異にするのであって一中略一かかる再現実験をいくら重ねたところで無意味というほかない」と切り捨てています。

全体として、各所に極めて曖昧な表現を用いて科学的な評価をしていない、或いは科学的な評価ができないで書いていると思わざるを得ません。私たちはこれをまともな裁判の結果と認めることはできません。

## ＝ 全ての証拠を開示させ、真実を明らかにしてほしい ＝

### 名古屋高裁刑事第2部に異議を申し立てました

- ・署名「再審開始を求める要請書」（異議審）にご協力ください
- ・「えん罪豊川幼児殺人事件 田邊さんを守る会」にご入会ください
- ・事件に関連する情報がありましたらお寄せください
- ・田邊さん支援の活動資金カンパにご協力ください

田邊さんに、激励の手紙を送ってください

〒870-0856 大分市畑中5-4-1 田邊雅樹様

（お願ひの心へ）

## えん罪豊川幼児殺人事件 田邊さんを守る会

〒460-0011 名古屋市中区大須4-10-26 大須土方ドリームマンション401

日本国民救援会愛知県本部

TEL. 052-684-5825

FAX. 052-684-6355



## 裁判のやり直し（再審）で無罪を！

〔豊川幼児殺人事件とは〕

2002年7月28日午前1時過ぎ、豊川市内のゲームセンター駐車場から、当時1歳10ヶ月の幼児が何者かに連れ去られ、午前5時30分ごろ、直線距離にして約4キロ離れた御津町の海岸で、溺死した幼児の遺体が発見されました。

事件発生から約9ヶ月後、事件当夜に同じ駐車場にいたトラック運転手の田邊雅樹さんが逮捕され、自白調書が作られました。

田邊さんは、公判では一貫して無実を主張してきました。

〔裁判等の経緯〕

- 2002年7月28日 事件発生
- 2003年4月15日 田邊さん逮捕
- 第一審 名古屋地方裁判所
- 2006年1月24日 無罪
- 控訴審 名古屋高等裁判所
- 2007年7月6日 逆転有罪（懲役17年）
- 上告審 最高裁判所
- 2008年9月30日 有罪（上告棄却）
- 大分刑務所にて服役
- 2016年7月15日 名古屋高裁に再審請求
- 2019年1月25日 再審請求棄却
- 1月28日 異議申立

〔この事件には〕

- ①物的証拠がありません
- ②犯行の目撃者がいません
- ③捜査段階の自白だけが有罪の根拠とされています

〔一審・名古屋地裁では、無罪判決〕

「被告人が本件の犯人であることを直接証明する証拠がない上、被告人の供述も……その信用性を認めるのに重大な疑問を抱かせる内容となっている。……被告人が本件各犯行を犯したと認定するのは困難であり、合理的疑いを入れる余地があると言わなければならない。」

〔控訴審・名古屋高裁では、逆転有罪判決〕

「細部及び動機の説明中には虚偽が含まれている蓋然性があるとはいえ、その根幹部分、すなわち、被告人の犯行の犯人性や大まかな犯行の態様については、十分に信用できるものである。」

〔再審請求審では、棄却決定〕

冒頭に控訴審での有罪判決を紹介した上で、「請求人の犯人性は揺るがない」「自白は信用できる」とし、「再現実験をいくら重ねたところで無意味」とした。

